

平成 27 年 9 月 11 日 (金曜日)

平成 26 年度決算審査特別委員会会議録

(第 2 日目)

平成27年9月11日（金曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

委員長	後藤清喜君	
副委員長	佐藤宣明君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	高橋兼次君	阿部建君
	山内昇一君	菅原辰雄君
	西條栄福君	三浦清人君
	山内孝樹君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
会計管理者	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	三浦浩君

環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農林行政担当)	佐 久 間 三 津 也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 參 事 (漁港・漁集事業担当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部 明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川 庄 弥 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐 々 木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 勝 美 君
総 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長	佐 々 木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 修 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原 義 明 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	三 浦 清 隆 君
-------	-----------

農業委員会部局

事 務 局 長	佐 久 間 三 津 也 君
---------	---------------

事務局職員出席者

事 勿 局 長	佐 藤 孝 志
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	佐 藤 辰 重

午前9時58分 開会

○委員長（後藤清喜君） おはようございます。

26年度の決算審査に当たりまして、委員長を仰せつかりました後藤でございます。委員長の重責に責任を感じておりますけれども、皆さんの慎重なるご審議と活発なご意見をいただきながら審査特別委員会を進めてまいりますので、ご協力をお願いします。

危機管理課長より低気圧による被害状況などについて発言したい旨の申し出がありますので、許可いたします。危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） おはようございます。

それでは、本日3時20分に宮城県に大雨特別警報が発表されましたことによります本町での被害状況についてお知らせいたします。

8時30分現在で特に被害の情報は入っておりませんけれども、国道45号志津川小学校入口付近で冠水がありまして、ポンプ排水しているという状況でございます。

また、町道高校通線冠水のため、通行止めしているといった状況でございます。以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方についてご確認をいただきます。特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

なお、質疑は、一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、その他の会計につきましては歳入歳出一括、収入支出一括で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、そのように取り進めることにいたします。

それでは、認定第1号平成26年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題いたします。

初めに、平成26年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の歳入の審査を行います。

会計管理者の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君） おはようございます。

それでは、私からは平成26年度の一般会計歳入歳出決算のうち歳入について細部説明をさせていただきます。

なお、歳出につきましては、各担当課長より説明することといたします。

まず初めに、一般会計の決算総額を申し上げますけれども、決算書の191ページをご参照いただきたいと思います。

歳入総額が518億583万2,036円、歳出総額が456億7,146万1,949円、歳入歳出差し引き額は61億3,437万87円となりました。

このうち翌年度へ繰り越すべき財源が、繰越明許分で37億6,198万1,231円、事故繰越分で4,073万9,840円、合わせて38億272万1,071円となっておりまして、実質収支は23億3,164万9,016円の黒字決算となりました。

そのうち12億円を決算処分として財産調整基金に積み立てましたので、残りの11億3,164万9,016円が27年度への繰越金となります。

それでは、歳入の説明に入らせていただきますが、昨年度の比較という形を基本として申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

決算書、1ページ、2ページ目をお開きいただきます。

1款町税でございますが、10億9,600万6,227円の決算額となっておりまして、昨年度比較で16.2%の増となっております。歳入総額に対する町税の構成比は2.1%となっております。

税目別に昨年度との比較を申し上げますと、町民税が24.3%の増、固定資産税が14.8%の増、軽自動車税が20.2%の増、たばこ税は5%の減、入湯税も6.4%の減となっております。

また、不納欠損額につきましては14万1,600円ということで、昨年度と比較をしますと368万3,211円の減となっております。

収入未済額につきましては723万603円で、昨年度より833万4,786円の減となっております。

なお、町税の収納率ですが、13ページ、14ページをお開きいただきたいと思います。

備考欄に平成26年度の収納率を記載しておりますが、参考までに昨年度の収納率を申し上げますと、個人町民税の現年課税分が99.7%、滞納繰越分が61.19%、法人町民税の現年課税分が100%、固定資産税の現年課税分が99.85%、滞納繰越分が49.72%、軽自動車税の現年課税分が99.74%、滞納繰越分が67.19%、たばこ税と入湯税はいずれも100%となっており、非常に高い収納率を確保しております。

1ページ、2ページにお戻りいただきます。

次に、2款地方譲与税ですが、6,577万の決算額で昨年度対比4.9%の減となっております。

歳入の構成比は0.1%となっております。

3款利子割交付金ですが、138万8,000円の決算額で、昨年度対比24.6%の減となっております。歳入の構成比はゼロ%です。

4款配当割交付金ですが、332万6,000円の決算額で、昨年度対比58.7%の増となっております。歳入の構成比はゼロ%です。

5款株式等譲渡所得割交付金ですが、181万円の決算額で、昨年度対比37.9%の減となっております。歳入の構成比はゼロ%です。

6款地方消費税交付金ですが、1億8,601万3,000円の決算額、昨年度対比23.9%の増となっております。歳入の構成比は0.4%となります。

7款自動車取得税交付金ですが、1,242万1,000円の決算額で、昨年度対比53.7%の減となっております。歳入の構成比はゼロ%です。

8款地方特例交付金ですが、106万2,000円の決算額で、昨年度対比56.2%の増となっております。歳入の構成比はゼロ%です。

9款地方交付税ですが、89億272万6,000円の決算額です。昨年度対比22.5%の減、金額で25億9,032万円の減となっております。普通交付税で1億5,691万5,000円、特別交付税で3,981万円、震災復興特別交付税で23億9,359万5,000円、それぞれ減となっております。9款の歳入構成比は17.2%となります。

3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

10款交通安全対策特別交付金ですが、135万7,000円の決算額で、昨年度対比6.6%の減となっております。歳入の構成比はゼロ%です。

11款分担金及び負担金ですが、2,399万1,427円の決算額で、昨年度対比8%の増となっております。歳入の構成比はゼロ%です。収入未済額が195万2,450円ございますが、保育料と放課後児童クラブ利用料に係る未済額であります。

12款使用料及び手数料ですが、7,095万3,556円の決算額で、昨年度対比14.4%の増となっております。歳入の構成比は0.1%となります。収入未済額が1,876万9,636円ございますが、これは町営住宅使用料、町営住宅駐車場使用料、道路占用料などに係る未済額であります。

13款国庫支出金ですが、145億294万1,734円の決算額で、昨年度対比34.7%の減、金額で77億522万246円の減となっております。国庫負担金で20億6,560万ほどの減、国庫補助金で56億4,040万円ほどの減、国庫委託金は184万ほどの増となっております。収入未済額が74億4,380

万3,529円ございますが、これはほとんど平成27年度への明許繰越あるいは事故繰越に係るものであります。なお、13款の歳入構成比は28%となります。

14款県支出金ですが、38億2,506万9,269円の決算額で、昨年度対比3.6%の減、金額で1億4,210万円ほどの減となっております。県負担金で8億7,150万円ほどの増となりましたが、県補助金では逆に10億円ほどの減となっております。委託金は昨年度並みでございます。収入未済額の6億1,275万6,920円は、国庫支出金と同様にほとんどが平成27年度への明許繰越あるいは事故繰越に係るものであります。なお、14款の歳入の構成比は7.4%となります。

15款財産収入ですが、3億8,199万1,527円の決算額で、昨年度対比171.8%の増、金額で2億4,140万ほどの増となっております。財産運用収入で778万円ほどの増、財産売払収入で2億3,360万円ほどの増となっております。収入未済額が21万6,000円ございますが、これは土地貸付収入に係るものでございます。なお、15款の歳入の構成比は0.7%となっております。

16款の寄附金ですが、2億987万8,995円の決算額で、昨年度対比107.9%の増となっております。震災復興寄附金の増によるものであります。歳入の構成比は0.4%となります。

17款繰入金ですが、174億9,342万4,045円の決算額で、昨年度対比1.7%の減、金額で3億770万円ほどの減となっております。復興事業の財源とする震災復興関連の基金からの繰入金が大半を占めています。17款の歳入の構成比は33.8%となります。

5ページ、6ページでございます。

18款繰越金ですが、平成25年度からの繰越金で33億8,952万4,101円の決算額となっております。昨年度対比24.7%の増となっております。歳入の構成比は6.5%であります。

19款諸収入ですが、3億5,447万8,155円の決算額で、昨年度対比14.7%の減、金額で6,096万円ほどの減となっております。不納欠損額365万5,916円は、指定障害福祉サービス事業者の指定取り消しにより、給付費を不納欠損処分としたものでございます。収入未済額が1,003万10円ございますが、これは災害援護資金貸付金、給食費などに係る未済でございます。なお、19款の歳入の構成比は0.7%となります。

最後に、20款町債ですが、12億8,170万円の決算額で、昨年度対比90.2%の増、金額で6億7,870万円ほどの増となっております。収入未済額が1億9,650万円ございますが、これは全て平成27年度への明許繰越に係るものでございます。20款の歳入の構成比は2.5%となります。

収入合計は518億583万2,036円とありますと、昨年度と比較しますと、率で14.8%、金額で89億9,518万4,080円の減となりました。

以上、一般会計歳入について申し上げました。

それから、決算附表について若干ご説明申し上げたいと思います。決算の附表の1ページをお開きいただきたいと思います。

公有財産の有価証券、株券のほうですけれども、種別に記載しております5つの会社、公社の株を所有しております。株数、額面価格は変更ありません。株価につきましては、昨年度と比較しますと、七十七銀行が216円プラス、じもとホールディングスが8円プラス、東北電力が302円プラス、三菱マテリアルが111円のプラスとなっております。

(2) 出資による権利でございますが、平成26年度中に南三陸町観光協会より出資金が全額返還されましたので、ここに記載の一覧から削除しております。なお、平成26年度の新規の出資はございません。

2ページから5ページには各種基金の増減の内訳、年度末現在高等を記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

9ページから11ページには、収入未済額の内訳を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で私からの細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 会計管理者の細部説明が終わりましたので、これより歳入の質疑に入ります。質疑は、款ごとに区切って行います。なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。

初めに、1款町税、13ページ、14ページの質疑を行います。8番佐藤委員。

○佐藤宣明委員 おはようございます。

13ページ、1款町税でございます。

町税につきましては毎年申し上げておりますけれども、現下の状況の中でその推移というのは復興の一つのバロメーターだろうと思います。

そこで、少し中身を具体的にお伺いしたいと思います。

1つは、町税全体の収納率、先ほど会計管理者は高い収納率という表現をしましたが、私は驚異的な収納率でなかろうかと思っておるところでございます。というのは、24年度で91.19、25年度で97.99、26年度は99.23と、毎年相当な向上をしておるということのようございます。

なお、ちなみに国保税につきましても80.43、95.14、98.48という推移をなしておるところ

でございます。

それで、町民税務課長にお伺いしたいんですが、どのようにこの収納率の向上を分析しておるのか、それからこういう状況下というのは他の被災自治体と比較してどうなのか、さらには突っ込んで、県下の各市町村自治体の収納率でどの位置に当町はあるのか。

それから、徴収体制として、前に県の専門員の設置があったということでございますが、現在はどうなっておるのか。それが第1点でございます。

それから、不納欠損額、これも会計管理者から説明ありましたが、大幅に減額になっておると。前年度は382万4,000円あったのが、たったのと言うとあれですけれども14万1,000円という相当な減額になっている。

継続して聞いておりますと、相当大なたをこれまで振ってきたという状況下にあるようでございますが、大体大なたというか整理がついてきたのかどうか、その辺。

それから、14万1,000円ですか、現在。いわゆる今後の滞納処分の執行停止が何件あって、税額がどれくらいになっておるのか。それが不納欠損額についてです。

それから、各税目の調定額でございますが、基本的には前年度の滞納繰越分の未済額と現年度分の収納未済額をプラスしたのがいわゆる年度当初の調定額と理解しておりますが、ここ数年見ますと、微妙に差異があるという状況になっております。いろんなケースがあるのだろうと思いますが、どのようなケースが考えられるのか。決算上、表に出ない数字なんですね。ですから、その辺をお伺いしたいと。

1回目はそのような形でひとつお答え願います。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの3点ほどの質問に対しまして回答させていただきたいと思います。

町税全般の収納率に関しまして、状況として初めにご説明申し上げておきますけれども、13ページをごらんいただければ思っております。

個人町民税につきましては、調定額で、昨年比較で129%、収入額では131%と上回っている状況でございます。収入率では、26年度は、昨年度比では同率、滞納繰越分では11.2ポイントほど上回る実績となりました。法人町民税でございますが、昨年度比較調定額では106%、収入額でも106%上回り、収入率は100%という状況でございます。固定資産税につきましても昨年度比調定額で112%、収入額で115%、収入率ではほぼ同率でございますが、滞納繰越分は10ポイントほど上回っている状況でございます。軽自動車税につきましても、昨年度

比の調定額で119%、収入額では120%と上回りまして、収入率は同率でございますが、滞納繰越分は3ポイントほど上回っているという状況でございます。町たばこ税、入湯税につきましては、消費量とか入込人数に左右されるため、数%の減という実績となってございます。

結果として、収入未済額としては、昨年決算額の1,556万5,000円に対しまして723万1,000円ということで、833万4,000円ほど縮減できたという状況になってございます。

質問の町税全体の収納率につきましては、こちらの備考欄に記載のとおりでございますが、県内の収入率の状況といたしましては、近隣の女川町さん等も高い収入率を示しております、町税全体としては現年度99.3%ということで、県内で最上位という状況になってございます。

それで、徴収体制でございますが、県からの支援が25年度で切れたということで、残った職員での対応ということで26年度は徴収業務に当たっていたという状況で、25年度までに相当数の納税相談等を繰り返しまして、その継続ということで26年度も納税相談に力を入れながら、自主納付していただくような折衝を繰り返してご理解を得た結果がこういうことだということで考えてございます。

それから、不納欠損額でございますが、欠損処分に関しましては、固定資産税、軽自動車税、こちらには入っていませんが国民健康保険税と、それぞれ重複して発生しているという部分で、納税義務者3名分の不納欠損ということで、いずれも生活困窮や財産なしというような調査結果に基づき執行停止、即不納欠損としたケースでございます。

それから、執行停止の状況でございますが、期ごとの件数で90件ほど現在執行停止しているという状況でございまして、ちょっと金額の詳しいものが……。後ほど回答できればと思います。申しわけありません。

それから、3点目でございますが、税目は、附表の9ページに関連するご質問と捉えさせていただいておりますが、前年度の未済額と当該年度の調定額の差異につきましては、税金過納のままでどうしても還付が追いつかず繰り越した事例とか、過去にさかのぼって、例えば被災車両を発見して調停を減額したとか、そういう調停の変更による差異ということで、今年度も町民税、軽自動車税等で若干の数値の差が出ているというのはそういった事由からでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 8番佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 そうすると、収納率は女川町が高いと、1位というのは当町のことですか。我

が町がナンバーワンですね。それは、県内自治体の中でナンバーワンということでございま
すね。

それから、2番目の不納欠損はわかりました。

その調定額の問題でございますが、先ほど私が申し上げたように、決算上はあらわれない数
字なんですよね、これは。調定額を動かすと。税額の調定の頭を動かすわけですから、いろ
んな要素があると思うんですが、やはり附表でそういうものは明確に、町民税につきまして
は県民税との兼ね合いがございますから、割合が違ってきますから変わってくるのは当然な
んでしょうけれども、特に法人町民税、固定資産税、軽自動車税、そういうものについては
やはり附表か何かで、前年度はこういう形なんですがこういうふうに動かしましたというも
のを明確にしたほうが今後よろしいのではないかと思います。1点目はそれで大体理解しま
した。

それから、次にもう一回お伺いしたいんですが、町税全体の調定額で14.6%、収入額も
16.2%伸びていると。特に個人町民税を見ますと、調定額で33.4%の伸びだということは、
年々伸びておるようでございますが、そういう状況の中で課長はどのような分析をしておる
のか、恐らく給与所得が80%程度あるのだろうと。特に緊急雇用対策というか、そういう面
の影響が相当あるのだろうと思います。その辺をどのように見ておるのか。

特に漁業の復興というか、水産業の復興が顕著でございます。そういう部分でどれくらい果
たして占めておるのか、そういう分析をなさっているのかどうかですね。そういう分析も非
常に税務の大事な分析要素でございますので、その辺どうなのか。

それから、法人町民税も5.7%ほど伸びております。附表の34ページですか、30ページにござ
いますが、これも平成22年度の収入、これは収入額しかございませんが、4,837万5,000円
なんですよね。そして、26年度を見ますと、1億400万という形になっておるということでござ
います。これも相当伸びておると。これもどのように見ておるのか。特に震災復興関連と
のかかわりがどうなっておるのか。

それから、固定資産税も16.9%、新築家屋等も相当出ておるという状況の中で、伸びの要因
としてどういう主なものがあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） まず1点目の個人町民税でございますが、全体として所得が伸
びていると。要因の分析といたしましては、給与所得が震災前の122億に対しまして115億と
いうことで、95%ほどまで戻してきている。これは、震災直後は86億ほどまで落ちたんです

が、今はそれが115億ほどまで伸びていると。委員ご指摘のとおり、緊急雇用等で所得階層の部分でも年々、例えば100万から200万の課税所得で比較した場合、人数が経年ごとにふえているという状況にございます。これらの要因も非常に大きい。

それから、やはり営業所得の中には、漁業所得、それから商店等の所得、これは営業所得という部分で申告されるもので、なかなか細部にわたっての区分が難しうございますので、営業は営業所得として比較しているんですが、22年度208億だったのが約196億、94.4%まで戻してきているということでございます。圧倒的に給与所得が多いわけですが、営業所得も大分伸びてきているという要因があるのだろうと。

一方、農業所得は、震災前は1,600万とかという数字だったんですが、それが上下しておりまして、6,000万台になったり、また4,000万台になったりということで、ちょっとこの辺の状況がつかみにくいところはあるんですが、そのような状況で、平成22年度の比較で、課税所得金額で比較しますと95.4%まで伸びているという状況でございます。

譲渡所得等の要因だったり、先ほど申し上げましたように、緊急雇用の給与所得だったりという特殊要因等もございますので、もう少し継続して状況を見ていかないとどのような形で落ち着いていくのかというのはちょっと現段階では判断が難しいかなと捉えてございます。

人口は2割減ですが、今言ったように、税額としては個人町民税として見ると90%近くまで戻しているという状況でございます。

それから、法人町民税でございますが、震災特需で町内の法人等の納税額も伸びていると。また、分割法人と言われる大手ゼネコン等を含む事業所さんの均等割額の伸びも相当大きくなっています。その伸び等につきましては、附表の30ページにお示ししているとおりですが、均等割額の最高額が、昨年度もこのような回答をさせてもらいましたが、昨年度20事業所ぐらいだったのが、今年度につきましては33事業所までふえているという状況でございます。昨年度より納付額が増加した法人は101事業所。逆に納付額が減少した法人も76事業所という状況でございます。現在の法人としては、単独法人が260ほど、市外分割法人ですが93事業所ほどということになってございます。これらも震災による設備投資等があって、増減が出てきているのだろうという判断はしているんですが、これらも先ほど委員のご指摘あつたとおり、震災前の22年度との比較では、倍以上の想定していなかった収入額という状況になっているということでございます。

それから、もう1点、固定資産税でございますが、固定資産税も年々浸水区域の課税免除、減免等の面積が減少してきている。一方で震災復興に伴う償却資産の収入が大変伸びている

という状況でございます。固定資産税は、年々家屋の新築がふえてございまして、現段階では29年から30年にかけてピークを迎えるのではないかという部分で、もちろん特別控除等も踏まえてでございますが、それらの税の伸び、それから新しい区画ができることによって、浸水区域の課税はされていないんですが、新しい土地への課税がプラスになってくると。また、今後の区画整理事業等の影響等を見きわめていかなくてはならないわけですけれども、22年度当時6億8,000万の収入額でしたが、現在4億5,000万まで伸びてきていると。今後とも償却の伸びは若干続くかという見方をしておりまして、あと家屋の課税額が今後増加してくるのだろうということで、どの時点が最終かということではございませんが、土地が完全に戻らないという状況もあって、震災前の85%ぐらいまでは今後伸びていくのかなという見方を現在しているという状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 いろいろお伺いしましたが、いずれ収納率の問題、それから各税目の調定額の増の形、そういうものが多分に、震災バブルでございませんが、一過性のもの、見方もあるのだろうという思いであります。

それで、これ以上内容的なものは結構でございますが、先ほども申し上げましたように町税の推移というものは復興のバロメーター、そしてこれから町長が言うところの創造的復興をなし遂げるためには、重要でかつ貴重な自主財源でございます。

したがいまして、税務行政に携わる方々には適正な課税客体の把握に努めて、公正・公平な税務をつかさどっていただきたいという思いでございます。

最後に、町民税務課長に所見を伺って終わります。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） まったくご指摘のとおりだと思います。

徴収にも一生懸命頑張るわけですけれども、ご指摘のとおり固定資産税の課税客体、町県民税の賦課の正確さ等を今後とも精査しながら徴収に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。

前者に引き続きまして、大分前者の質問の方と同感なんですけれども、このぐらい徴収率を上げたという担当者の努力に敬意を表するものですけれども、ほとんど前者の方が質問した内容でも大分理解したんですが、1点だけお伺いいたします。

不納欠損額、固定資産税と軽自動車税、先ほどの答弁ですと、貧困世帯とおっしゃられまし

たが、3名という説明でしたけれども、貧困の方で軽自動車税、震災後にこれが出てきたのか、欠損額ですね、震災前からあったものか、去年も欠損額は出てきていないんですけれども、これは震災後初めての不納欠損になるのか、その辺。

それから、やはり前者も申し上げましたけれども、町の町民の所得がやはりこの町のベースになっていく水準というか、所得水準がどうなのかということが所得額で把握できるんですけれども、その所得ランクというか、雑損所得もいろいろあるでしょうけれども、その中でランクですね、何%程度という、例えば100万までの人人が町民で何%、200万まであるいは5万までとかいろいろあるでしょうけれども、そのような推移をとっているのであればお示しいただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 2点ほどご質問がございました。

済みません、軽自動車の欠損なんでございますが、なかなか詳しくはご説明できない部分もあるんですが、既に抹消登録されていた軽自動車で、調査した結果、その登録者が町内にもいらっしゃらないし、法人の登録先等を捜索させていただいたんですけども、不存在になってしまったというケースがありまして、この軽自動車税につきましてはそういう形で不納欠損せざるを得なかったという状況でございます。

それから、所得のことでございますが、先に附表の30ページをごらんいただきたいんですが、個人住民税額と所得額の推移という部分をごらんいただきたいと思います。

こちらの総所得金額等と合計所得金額の折れ線のグラフがございまして、24年度以降、それに乖離がございます。格差が出ているという部分でございますが、その格差というのは、合計所得金額というのは、現在震災で繰越損出がございますが、それらを控除する前の金額が合計所得金額で、総所得金額はそれを控除した後の金額だということでございまして、こちらに208億という大きい数字が合計所得金額として26年度は出ているんですが、その差額というのは、震災後初めて出てきた雑損繰越、繰越損出の影響のためにこういった差が出てきているということで、合計所得金額で比較すると22年度より若干下回るグラフの位置になってると思うんですが、それが先ほど申し上げました9割ほどまでに回復しているというグラフの線だということで捉えていただければと思います。

それで、委員ご質問の所得の水準でございますが、先ほども若干触れさせていただきましたが、24年から26年までの状況で申し上げますと、例えば非課税者、人口から納税義務者を差し引いた数字で比較しますと、24年度からのデータなんですが、9,900人ほど非課税者がいた

んですが、26年度は7,100人ということで、非課税者が減少している状況。

それから、ゼロから100万、100万単位で所得階層を分類しているんですが、圧倒的に100万から200万の所得階層の方々が多いということでございます。この所得は、先ほど申し上げました合計所得等とは別で、全ての特別控除や繰越損失と差し引いて、控除額等も差し引いて、課税する前段階の所得ということですので、一概にこれと比較はできない数字でございますが、人数的に一番多い階層は100万から200万の所得階層ということで、24年度は465名だったんですが、26年度においては961名まで増加しているという部分で、私たちの捉え方としては、所得の階層の底上げになっているのではないかという分析をしているところでございます。

○委員長（後藤清喜君）　及川幸子委員。

○及川幸子委員　ただいまの説明で、震災前までには追いつかないけれども、ほぼ90%近い数字で所得が伸びてきているという説明ですけれども、やはり24年度、3年前と比べますと、100万から200万の所得の人が倍にふえた。少しずつではあるが、個人所得の伸びが見られるということは、復興が落ち着いて、個人収入が伸びてきているのかなという感もいたします。

町内のはう高くない所得の人たちの階層が、100から200万の階層の人が多いということなんすけれども、この所得の伸びを高くしていく方策として、これから所得水準を高くしていく手立てということを何か、どういう施策をこれから考えてやっていくか、そしてこれをもとに少しずつではあるけれども、先ほど給与取得が多くなったというんですが、この中には漁業所得とかそういうものも含まれての推計なんでしょうか。

○委員長（後藤清喜君）　町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君）　それぞれの人によって申告の中身が変わってくるわけですけれども、給与所得と営業所得がある方ももちろんいらっしゃいますので、それらは重複されているということでございますが、全体として給与所得が伸びていると。その要因には、あくまで主管課の分析ですが、緊急雇用だったり、今まで給与所得がなかった方々の給与所得が発生したり、また震災関連復興事業で、今までお勤めなさっていなかった方々が新たに職を求めて給与所得者になったという部分等もございますし、町民税というのは事業主さんにお願いして給与から天引きしてもらっているという部分でございますが、それらの特別徴収事業者も年々伸びを示しているという部分からも給与所得者が、どうしても震災の影響があるのだとは思うんですが、そういったことで一時的に伸びたと。

ただ、緊急雇用等が昨年度で終了しているという部分もありますので、今後どのような状況

になってくるか注視していかなくてはならないということを考えてございます。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 緊急雇用が去年で終わった、26年度まではこういう数字になりましたけれども、またことしの27年度の給与においては心配される面がありますが、この推移を重要視しながら、これからも課税客体に努力していただきたいと思います。以上、終わります。

○委員長（後藤清喜君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分とします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 開議

○委員長（後藤清喜君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

1款町税の審議をお願いします。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 おはようございます。小野寺です。

2点、お伺いします。

附表の1ページ、公有財産の有価証券でありまして、ここに東北電力の株を持っているということがありますけれども、以前にもお話ししましたが、国は原子力発電に関して主要な電力として今後やっていくんだという方針のようとして、町長は特に町長として言う立場にないというお話でしたけれども、その中で今九州の川内原発が稼働しまして本格的に営業運転が始まったというニュースもありますけれども、原子力発電に関しては原子力規制委員会の委員長が今の規制基準に合格したから安全だとは言えないというようなことも言っております。それから、避難計画とかに関しましても、完全なものをつくるというのは非常に難しいし、懸念が示されております。

その中で、東北電力に関して、株主の間から株主総会において原子力発電の廃止を求める提案がされております。

今後町として、株主の間からそういう動きが出てきたときに、その提案に対してどのような考え方をお持ちかお伺いします。

それから、その下、出資による権利というのがありますて、観光協会がなくなったと、出資の対象から外れたということとして、その経緯についてもう一回ちょっと説明をお願いしたいのと、今後町として観光協会とどのような連携、かかわりを持っていくのか、観光協会はこれからまちづくりにおいても非常に重要な位置にありますので、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 電力の株主であることは、当町の株主の一人でございますので株主総会での権利を持っているわけでございますが、前回の議会等でもお答えしたとおり、原発の稼働云々かんぬんに対する権利の行使という意味合いではなくて、株主提案の内容が法令遵守されているのかどうかという形でお答えさせていただいた経緯がございます。

したがいまして、今後ともどういった株主提案なされるかわかりませんけれども、南三陸町役所としては、提案内容が法律に準拠した内容であるのかどうかというのを第一義的な観点として、当然権利の行使をしていくべきだろうとは考えてございます。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 観光協会の出資金の返還300万ということで、平成26年度補正で諸収入の中の雑入として予算化させていただいた際にもお話ししておりますが、観光協会は当初より自立を目標に組織活動を頑張ってきていただいておりまして、協会側からの申し出として理事会決定をされたらしいですけれども、平成26年度の中で返還をしたいという申し出がございまして返還を受けてございます。

今後の観光協会との連携という部分につきましては、出資金の有無にかかわらず、民間活力のすぐれた要素を生かしながら交流人口をふやすということから、さまざまな委託業務や、あるいは指定管理業務などをとり行っていますので、そういうところと連携してまいりたいと思っております。

○委員長（後藤清喜君） 小野寺久幸委員、今、町税ですので、できればそういう財産とか何かはまた別なことで捉えていただきたいと思います。どうぞ。

○小野寺久幸委員 それでは、この点については終わります。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 私も今観光協会の内容をお聞きしたいと思ったんですが、委員長から財産のことは後のことと言われたんですが、歳入で44ページに載っておったんです。今、課長から答弁がありましたのでそれはそれでいいんですが、6ページの不納欠損金ですが、この内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、36ページのふるさと納税という件であります、今年度から庄内町のふるさと納税の謝礼とでもいうんですか、そういうのが我が町の海産物で充てられるというお話であります、大変結構なことかなと思います。

その海産物はいいんですが、これからなのかどうかよくわかりませんが、どこの海産物、

何々商店のどこの何をそれに充てる予定なのか。

ごめんなさい、ふるさと納税は後でだね、これは。ちょっと外れました。済みません。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 6ページの不納欠損ということで、14番委員さん、諸収入のところの不納欠損ということでよろしいのでしょうか。360万ほどの不納欠損の件でございますでしょうか。諸収入なんですが、今お答えしてよろしいでしょうか。

○委員長（後藤清喜君） 三浦委員、いいですか、町税の後で。

1款町税についての質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで、13ページから18ページまでの質疑を行います。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 どなたもないようですから1点だけお伺いします。

自動車取得税交付金です。これは前年度と比較して半分以下という結果になっております。何かその要因というか、制度改正とかそういうものがあったのかどうか、その点だけお伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 取得税交付金については、前年度対比マイナス53.7%ですので約半分になっているんですけども、県税でございますので、取得税は取得額の3%課税ということでございますので、恐らく全体数の取得台数が激減したのかなという感じを受けてございます。

したがいまして、グリーン税制等もありますけれども、絶対数で恐らく販売台数が減ったことに起因しているのだろうなとは捉えております。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 算定基礎とか制度とかそういう改正ではなくて、単なる取得の台数の結果だと、それだけ減っておるということなんですね。はい、了解。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、第2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑を終わります。

次に、9款地方交付税、17ページ、18ページの質疑を行います。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、私から10款の交通安全対策特別交付金……（「9款です」の声あり）了承しました。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 地方交付税、1点だけ伺いたいと思います。

交付税算定の基準についてなんですかけれども、その後の流れというか、状況を伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 基本的に国勢調査の基礎数字の一番が、国勢調査人口の部分が大きいわけでございますので、10月1日を基準にこれから国勢調査が実施されます。そのままの人口をもちますと、恐らく推計でも3,000人以上人口が減ってしまいますので、単純にこの部分が交付税に反映されるとなると、恐らく5億から6億の減収につながってしまうということもありまして、今月9日にも総務の副大臣が来庁する機会もありましたので、町長から改めて交付税の算定における特例の措置についてお願いも申し上げております。

国においてもまだ概算要求の段階でございますので、これから財務省と総務省の折衝が始まるとと思うんですけれども、全体的な算定方法に特例措置が設けられるかどうかというのはまだしつかりした形で言及を受けてございません。来年の1月ごろまでには恐らく総務省で示されると思いますので、その段階で当町の予算編成にどのような影響を及ぼすのか及ぼさないのかということも含めまして、来年の予算編成に当たらなければいけないとは感じておりますので、今のところ楽観視はしていないといった状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 課長の今の答弁であったんですけれども、もし見直されるようでしたら、当然予算の編成も変わってくると思うんですけれども、先ほどの課長の答弁でもいろいろ大変そうなんですけれども、実際見直されるバージョンとそうでないバージョンの予算編成を考えているのか、もしくは見直しについていつごろまでわかるような状況なのか、もしそういう情報等がありましたら、見直しの確定時期、全然見直さないというか見直すかというか、そういう時期的なもの、もちろん予算編成前だと当然こっちも助かるんですけれども、その部分をもう一度伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 国においては年明けに地方財政計画が示されますので、それを受けた当町でしつかりした予算編成に入りますので、先に交付税の動向については承知できると思いますので、二通りの形の予算編成ということはしなくてもよろしいのではないかなと思っております。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 その点はわかりました。

そこで、交付税なんですけれども、現在復興の特別交付税がいっぱいあるので、そちらとの絡みでなんとかなるのかというか、そういう部分だけ伺って終わりたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 現在予定されている復興の事業につきましては、災害復旧も含めて、補助金の残、補助裏の部分については100%震災復興特別交付税で措置されておりますので、大きく財政状況に影響を及ぼすものではないだろうなと考えております。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 地方交付税でございますが、22.5%の前年度比較で減だと。それで、三種の交付税とも減額になっておるという実態で、当然先細りというか、そういう事業の関係の中では見えているわけでございますが、さらには町税との相関関係ということもございますので、当然だろうと思うわけでございます。

ただいま6番議員が申し上げた、重要なのは、当議会としても意見書の提出の予定がございますが、28年1月に算定の基礎というものが発表されるというか、そういう状況になっております。

そこで大事なのは、町長にお伺いしたいんですが、これから本当に気張って本気になって町村会等を通して国に要望というか、そういう形でいかなければならないのだろうと思いますけれどもいかがでしょう。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町村会はもちろんですが、議長会でもこの間宮城県議会議長の安藤議長を先頭にして市町村の議長さん方も国に陳情に行ってますので、それと呼応するように我々もそういった運動についてはしてございますので、今後とも継続してそういった要望活動は展開していきたいと思っております。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 当然人口がベースになるわけでございまして、まともな算定ではとてもではないがうちのほうはもっていかないという思いがございますので、ひとつその1月の確定に向けて、全体を通してそういうものを要求、要望していってもらいたいと思います。終わります。

○委員長（後藤清喜君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、9款地方交付税の質疑を終わります。

次に、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料まで、17ページから22ページまでの質疑を行います。及川幸子委員。

○及川幸子委員 10款の交通安全対策交付金ですけれども、減額になっています。これは実績に基づいての減額なのか、年々の減額でそうなったのか、それが1点と、それから次の11の分担金及び交付金、負担金の児童福祉費負担金、保育所保育料、それから放課後児童クラブ広域入所保育料との収入未済額が出ていますけれども、これは主に保育料なのかどうなのか、その中身をお伺いいたします。

○委員長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） 交通安全対策交付金でございますけれども、確定によりまして3月補正で減額しております。

○委員長（後藤清喜君） 危機管理課長、根拠がわからないから、財源の根拠を説明してくれたらいいのでは。危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） 財源なんですけれども、こちらの対策特別交付金の財源なんですが、こちらは交通安全反則金、昭和43年度に創設されたんですけれども、こちらを財源にして交付されるものでございます。

使途といたしましては、カーブミラーとかガードレールとか、そういった安全施設の整備に使用されるという内容でございます。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 及川委員ご質問の件につきましては、決算附表の10ページと11ページをごらんになっていただきたいと思います。

収入未済195万の内訳でございますが、保育料に178万1,350円、放課後児童クラブで17万1,100円という内訳になってございまして、応分につきましては23年度以前、震災以前のものが180万円ほどでございます。26年度におきまして、保育料で2件、学童で2件の未納が発生してしまいました。このうち27年度現在では、保育料の8万1,000円については既に入金済みとなっております。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 では、この交通安全対策特別交付金のほうからなんですけれども、予算額が150万だったけれども、予算どおりに使わないので事業を残したという解釈でよろしいですか。予算どおりに入ってこなかったという考え方でよろしいですか。

それから、保育料については、滞縛の分もその前の震災前の部分があるということなんです

けれども、この表記でいいのかなという疑問が残りますが、これだと現年の分のような捉え方をしますけれども、今言った保育料2件と放課後児童クラブ2件、現年度26年度分は2件ずつですけれども、もちろんこれはそれぞれ別の人たちと解釈してよろしいでしょうか。保育料と学童の分、兄弟ではないという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） 交付金のほうなんですけれども、予算を150万ほどとっていたんですが、歳出は148万ほど歳出しておりまして、差額分の13万ほどは一般財源という形になります。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、附表をごらんになっていただくと、保育料、放課後児童クラブにつきましては、現年度分、滞納繰越分と年度区分をしてございますが、決算書のほうではこれを総じて足し込んだ形で調定額に記載しておりますので、決算書の内訳がこの附表だと捉えていただければよろしいかと思います。

あと、お尋ねの2件につきましては、保育料と学童においては別の方ということでございまして、先ほど申し上げましたとおり、保育料につきましては8月末までに完納してございますし、学童につきましてはまだお納めしていただいておりませんので、引き続き督促催告を行っているところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 去年の分は、8月に入っていた人、あと一部残っている人とあるみたいですけれども、その現年度分を残してしまうと大変ですので、その辺、努力されますようお願いします。以上、終わります。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 1点だけ伺いたいと思います。

19ページ、商工費負担金ということで、田東山環境整備ということで、毎年10万ずつ計上になっているわけですけれども、現在復興でこういったことを聞くのもなんなのですけれども、田東山の環境の整備について、現段階でどのような形になっているのか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 田東山の環境整備の状況ということでございますが、ここはきっと毎年やるべきことをやらないとむしろ後でまた大きな費用が伴うということから、震

災後も継続的に刈り払いなどを行って適正に管理しているところです。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今、課長より刈り払い等ということがありましたけれども、今後少し落ち着いてきたらいろんな構想というか、どのような構想をお持ちなのか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 歳出的な意味合いのご質問になってしまふとは思うんですけれどもご質問ですので、今後についてもやはりあそこの魅力であるツツジという部分をよく生かして、お客様たちに喜んでいただけるような場の提供ということで努めてまいりたいと思っています。

○委員長（後藤清喜君） ほかに質疑ございませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 ページは19ページ、20ページですが、保健衛生費負担金がございます。前年度まで未熟児養育医療負担金という部分があったと、重箱の隅をつつくようで大変申しわけないんですが、保護者負担というものがなくなったのかどうか、それが国県負担に委譲したという形なのか、それが1点。

それから、昨年も申し上げましたが、使用料です。住宅使用料だとかそういうものはある程度しようがないと思うんですが、学校施設使用料、それからスポーツ交流村施設使用料と、これは映画上映とかそういう形があるようですが、23年度以前なんですね。これは取れるのか、取れるというか、いただけるのかどうか。

昨年申し上げましたが、前副町長は、いわゆる私権と公権の問題もあると。簡単に不納欠損ということをするわけにいかないということで、現在も徴収確保対策会議というのがあるんですか。副町長がトップですね。その辺の考え方はどうなのか。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） お見込みのとおりでございまして、対象者がなかったということでこここの部分が入ってこなくなったということでございます。

大変申しわけございませんでした。失礼しました。

収納のうえで、当該年度だけなかったということでございました。申しわけございません。件数は1件ございました。

○委員長（後藤清喜君） 最知副町長。（「申しわけございません」の声あり）

町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 勘違いでございました。個人の負担金でしたので、個人の負担

金が発生しなかったということでございました。大変失礼いたしました。

○委員長（後藤清喜君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 収入未済額の関係でございます。

いわゆる税外の関係で収入未済額として掲載されておりますが、今年度も1回徴収確保対策会議を開かせていただきました。その中で、担当には、特定ができるのかできないのか、とりあえずその調査をしてくれということで指示しております。

ただ、実際には震災前で全てが流されて証拠書類も残っておらないというものもありますので、特定の調査をした後にできない場合にはやはりしかるべきときに不納欠損処理をすべきだろうと思っております。もう少しの間、お時間を頂戴したいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 町民税務課長、発生しなかったという、くどいようで申しわけございません。

私は、国庫負担と県負担があるものですから、保護者負担というか、保護者の負担がなくなくて、国庫、県費で全て負担するというふうに制度が変わったのかなと解釈したんですが、いかがですか。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 大変申しわけございませんでした。

負担がなかったという、当初1件、費用額にして十数万円の予定をしておったんですが、申請時には年度内に給付が発生するものと想定して計上しておったために、国県の負担が発生しました。

ところが、実質本人の負担が翌年度に繰り越されたために、国県につきましては、返還の手続を今後とさせていただくという手続になっております。大変失礼いたしました。

○委員長（後藤清喜君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、13款国庫支出金及び14款県支出金、21ページから34ページまでの質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、13款国庫支出金及び14款県支出金の質疑を終わります。

次に、15款財産収入から20款町債まで、33ページから46ページまでの質疑を行います。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 先ほどは失礼しました。

先ほどの総務課長さんのお答えなんですけれども、ちょっと私の理解が不足したのかもしれません、そういう株主提案があった場合に町としてどう対応するのかということです。

それと、今後原子力発電に関する国の政策について、町長としてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 電力の株主提案があった際、株主として議決権を行使するかしないかという形になりますけれども、その提案内容にもよることになりますが、本年度は株主の提案の部分が会社法の規定の部分に抵触しているといったことがありましたので、コンプライアンスの観点から反対の立場を表明させていただいたということで、原発の稼働の状況につきまして判断基準とはさせていただいておりません。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） たびたびのご質問でございますが、この問題についてはエネルギーということで、国が所管をしてその方向性を定めるものと認識してございます。

○委員長（後藤清喜君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 では、もう一回だけ。

そうしますと、提案が合法的なものであれば考える余地はあるということでおろしいですか。以上です。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それも踏まえての検討になろうかなとは思います。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 1件だけ伺いたいと思います。

33ページ、利子について伺いたいんですけども、一番最初の34ページの一番下の財政調整基金利子とありますけれども、これは260万云々ですけれども、このことに関して若干伺いたいと思います。

ここ何年か見ていると、昨年は62万、その前は約59万、60万ぐらいなんですけれども、今回ふえた理由というか、その件についてなぜふえたのか、先ほど当初でも12億繰り入れたという報告もありましたけれども、そのところのふえた理由みたいなものをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君） 財調利子、26年度260万、これは26年度で国債の分の利子が多く

入ったということで、たしかその理由での25年度対比での変化だと記憶しています。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の管理者の説明だと国債の分が入って260万ということで、それまでの経緯ですと、約60万ぐらいで経緯してきたのがこうなったと、それではここ何年間かの財調の残高というのは幾らぐらいになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） データ的に震災後からの現在高でよろしいですか。

平成23年度末に震災がありましたけれども、その折には14億3,000万、24年度末で48億5,000万、平成25年度末68億3,000万、本年度26年度末で61億3,000万という形になります。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 では、この260万からぶつていった分というか、そうすると200万分ぐらいが国債の絡みというか、その部分がなぜ財調の利子の分になったのか、それはわかりかねるんですが、そういったことはどうでもいいんですけれども、ところでこの61億の財調なんですが、私はこの260万から追つていったものですからもっとあるのかと思って質問を想定していたんですけども、とりあえず60億という財調に関してなんですが、これは企業で見ると内部留保みたいな感じになっている状況だと思うんですが、今後この使われ方というか、どのような形で使われるか想定、先ほどの例えば交付税が減らされた場合とか、いろいろ今後使われるあれがあると思うんですが、その件に関して伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 最近の地元紙の新聞でも気仙沼市の財調の扱いについて記事がありました。

当時でもこの60億が完全に全て純粋な真水の財源というふうには考えておりません。これまで各種事業を行つてまいりまして、特に復興事業の裏財源として先に国庫補助金の部分とダブル計上で予算化された部分、それがどうしても年度末になって剰余金として発生した部分もございますので、それを積んでいる内容もございますので、これからしっかりと形で精算をしながら補助事業を進めてまいりますと、当然補助金が入つてこない分を財調で肩がわりしている部分がありますので、その部分の精算が入つてくるのだろうなと思っていますので、徐々に減っていく財源なんだろうなとまずもって考えてございます。

ただ、予算編成時、どうしても臨時的な執行が多い、例えば特にハード事業の裏財源としてどうしても一般財源を使わなければいけないということになりますと、通常の財源でカバー

できない部分については財政調整基金の繰り入れを行わなければいけないということになりますので、最終的には実質単年度収支の部分にも影響は及ぼすことになりますが、なるべく当該年度の財源で予算編成をするように努めてまいりたいと思いますが、どうしても財源調整がきかない場合、財調からの繰り入れはこれから進めていかなければいけないのだろうなと思っております。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 課長の答弁で大体わかったんですけども、私は余り、勉強不足でして、丸々好きなようにというわけではないんですけど、いざというときは使えるのかと思って、そういうあれだったんですけど、今、課長の答弁を聞きますと、いろいろ裏財源の部分との絡み等があってわかったんですけど、やはり私のようなものが、結構議会で要望のようなというか、事業を提案してもそういうものには使えないというか、そういうことなんでしょうか。これは町長に伺いたいんですけども。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 財政調整基金は一般財源でございますので、基本的に使途の制限はございません。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 わかりました。これで私も今後何とか角度を変え品を変え頑張っていきたいと思います。終わります。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 15款から20款までいろいろありますけども、20款町債で、ちょっと細かい数字の話よりも理念的なというか、大枠で話をさせてもらわなと思うんですけども、町の借金で、何か事業をやりたいとか、町として施策を展開したいというときに借金をして、後々返していくというものが町債であろうと思うんですけども、一件一件細かくというよりは、附表の18、19ページあたりに町債のことが細かく載っておりますので、そちらを見ながらということにさせていただきたいんですけども、気になっているのが、償還計画なんですね、19ページですか。大体毎年こういうふうに返していきたいなという計画だと思うんです。

例えば、27年度でいえば9億7,203万1,000円ですので、10億ぐらいから10年後には5億ぐらい返せばいいかなという計画になっているようなんですけども、そもそもこの計画は誰がどう決めていて、流動的なものであるのかどうかという確認をまずしたい。町債、お金を借

りる場合に、もちろんこういうふうに返しますということとセットになっているのだろうと思ひますので、融通がきくのかどうかどうことを確認したいのと同時に、また計画表が出ているということは、これも町民においても知っておくべきことであろうと思います。将来にわたってこの町で生活して、この町の未来を考えていく世代にとっても、自分たちが大人になつたり町の中枢になっていく場合に、一体どういう借金が残っているのかということは気になると思いますので、まずその制度的なところをちょっと確認したいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤清喜君） ちょっとお待ちください。

答弁なんですかけれども、答弁は午後再開後に行いたいと思います。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分とします。

午前1時59分 休憩

午後 1時09分 開議

○委員長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎委員に対する答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） では、午前中に地方債の借り入れの制度の関係でご質問がありましたので、少し詳しくご説明したいと思います。

まず、本年度の町債については、約12億8,000万ほどいわゆる借金を起こしているという形でございます。地方債につきましては、借入先または事業によって、借入条件とか償還条件が異なります。

例えば公営住宅の整備事業でありますと、償還期間が25年うち3年据え置き、据え置きですから、その3年間は利子払いだけで元金の償還は行わないという形になりますし、過疎債においては12年償還の2年据え置きという形にもなってございます。主に10年から大体30年の長期債が多くございますけれども、実際に借入先から借り入れを実行した後に、償還表という償還計画表が送られてまいります。その償還表の数値は全てデータ化されてございますので、それを過去借り入れた償還表に全部合算いたしまして、次年度以降の償還計画表を策定いたします。

したがいまして、附表19ページに計画表がございますけれども、これはいわゆる確定的な債務、確定的な義務経費という形になりますので、流動要素は基本的にございません。基本的に申し上げましたのは、例えば民間金融機関から借り入れて、20年償還の部分がございま

す。20年前の金利と現在の金利を比較いたしますと低金利の場合がございますので、償還年限の半分を迎えた段階で借り入れをする場合があります。残債、元金については変動ございませんが、低利に借りかえた際、それ以降の利子については少し安くなる場合もありますので、その部分で流動要素が残っているということでございますが、現段階の計画表では既に26年度の借り入れた分を全て包含した償還表でございますので、今のところ28年度を償還のピークというふうに見越してございます。

○委員長（後藤清喜君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 もう1つ、例えば附表の19ページに付されている計画、10年後まで、平成36年度にはこれだけ返さなければいけない計画だというのと同時に、それはもう確定的なことであって、今から例えば前倒しして返済するとか、一般家庭等のローンとかの場合にはそういうことも考えられるのだと思いますけれども、そういう流動性は余り大きくないんだというお話をでした。

もう1つは、震災がやはりあって、震災でたくさんの事業をしなければいけないと。その都度、事業のたびにというか、事業をするために起債してきた地方債というのもかなりの量があると思うんですね。これはちょっと関連的なものかもしれません、将来にわたってこの町で借金を返していくかなければいけないというときに、何でこの借金をしたのだったかというのがわからないと、将来世代に対しての説明責任もそうですけれども、明らかにしなければいけない部分だろうと思いますので、4年前の震災から今ざっと総額で95.5億、100億にならんとしている借金がこの町にあって、年間10億ずつ返していくこと。ただ、12億以上借金をその都度していると、利子だけで年間1億以上払っているのだということは現実としてあるわけなので、震災によって新たに大きく膨らんだ借金というのが、概算で結構ですので、今どのぐらいあるのかということを、せっかくの決算ですので、全体的な目線から確認しておきたいんですがいかがですか。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 復興事業の積み上げの分がちょっと今基本的なデータは持ち合わせておりませんが、過去10年間における町債の現在高の推移は持ってございます。

一番やはりピーク時には113億ぐらい、これが平成19年度でした。震災前でございます。それ以後、なるべく大きな地方債を発行しないで財政運営も行ってきたという経緯もありまして、残債については26年度末で95億まで減ってございます。

今後特に災害公営住宅等の施設整備に係る地方債の額がもうございますので、残高はふえて

いく傾向にございますけれども、地方債発行の考え方として、当然将来にわたって、交付税の算定上、基準財政需要額に幾分かでも措置される地方債、全くの単費で償還する借金ではなくて、今年度にわたって普通交付税に算入される地方債となるべく利活用しながら、長期にわたった財政投融資をしていくべきだろうと考えてございますので、復興事業が一段落した段階におきましては、それ以後は余り地方債の発行というは少し抑制されていく形にならうかなと思っております。

○委員長（後藤清喜君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 町で上げた税収、町の予算だけではなくて、いろいろな複合的な予算が絡み合って、ひもといいていくと非常に複雑なんです。今おっしゃったように、震災でどれだけ借金したんですかという質問に対して、一概にというか一筋縄では答えられないわけですね。

それは、黙って借金するわけではありませんから、我々も議決に関与しているわけなので責任は当然あると思いますし、その都度その都度審議を経て財政というのは積み上がっていきものだろうとは思っておりますけれども、一方で俯瞰して全体的に調整していく目線というのもも持っていなければいけないと思うんです。それがこういった決算の時期に出てくるものもあるでしょうし、日常的に計算していかなければいけない。今おっしゃったように、借金にもいろいろあるわけで、例えば有利な借金であるとか、こういう話が実際にあるかどうかわかりませんけれども、わかりやすくいえば、利率はいいけれども返し方がちょっと複雑だとか、利率は高いけれども実は国とか県で肩がわりしてくれる分が大きいから町としては持ち出しが少なくて済むだとか、いろいろな情報がある。その都度その都度で局所的に見していくと全体像が捉えづらくなると思いますので、それを町の行政機関として誰がどのように担っていって、例えばこういう決算の場合に説明していかなければいけないと思うんですけれども、先ほどの細部説明等でも余り詳しくは触れられていませんので、誰が体系的にトータルでその辺を考えているのかというところを明らかにしたかったので質問させていただきました。

最後にお伺いしたいんですけども、先般全員協議会で町の人口ビジョンということも示されました。今、地方債のピークは平成19年度であって、抑えようという動きがあつて段々年々減ってきているということではありますけれども、例えば50年後とかには人口は大きく下回って、大体5,000人とか6,000人ぐらいでこの町の人口というのを安定するのではないかと言われていたりするわけです。50年先というと、借金ももう返し終わっているでしょうか

ら余り予測はできないかもしれません、人口が減っていく中で、当然その償還計画というものも考えていかなければいけないと思うんです。そこをやはりバランスをとっていかなければいけないと思うんです。

その参考になるのが健全化指標だったりすると思うんですけれども、指標を聞くと、まだまだ借金できますよというデータが上がってくるわけですね。ではといって借金をして、将来人口は減っていってという、その分水嶺というか、これ以上借金すると今は大丈夫だけれども将来まずいよねというところがどこにあるのかということがちゃんと見えているかどうかということです。これは、見えているのかと追及するだけでなくて我々も勉強しなければいけないのだろうと思うんですが、現時点でそこまで踏まえて、将来の人口の減少も踏まえてどのようにお考えなのかと最後に聞いてみたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） たまたま今地方債を財政指標の一つとして捉えた見方のご質問でございますけれども、実際財政担当としては、いわゆる経常収支比率、経常的に入ってくる一般財源が経常的にどれぐらいのお金が使われているのだろうということで、一番健全指標とされるのは、市町村では約75%と言われてございます。

昨今なかなか一般財源の額の伸びが鈍いものでございますので、26年度においては87.6%、その残りの部分しか財政には余裕がないというか、弾力性がないということなので、一番は義務的費が占める割合が多うございまして、人件費、扶助費と公債費、この3本でございます。

たまたま公債費率は11.2%ですので、18%までは余裕がある数字という、理論上は出ておりますけれども、これだけではなくて、今後人口が減っていって、一般的な財源が減っていくだろうと。特に普通交付税が減っていく中にあって、経常一般財源が減るわけでございますので、この経常収支比率の動向も見ながら、当然毎年の予算編成、事業のとり込み、全てにわたって目を光らせながら進めいかなければいけないのではないかと考えてございます。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 先ほどは勘違いいたしまして、再度やりたいと思いますが、36ページのふるさと納税の関係で、今年度から庄内町でふるさと納税の謝礼として我が町の海産物を使つていただけると、大変ありがたいお話であります。

海産物ですから、加工品になるのかなという感じがいたしております。その際に、町として

どこの商店にどういったものといいますか、それは商店にお任せするのかどうなのか、その方法をお聞かせいただきたいと思います。

それから、40ページの不納欠損額360万ですか、これの詳細といいますか、内訳です。

次に44ページの観光協会の出資金の戻し金といいますか、先ほど課長のお話ですと、協会のほうから申し入れがあつてお返しといいますか、ちょっとその内容をお話しされたんですが、自立というのが目的で、こういった出資金は余り当てにしないで自立していくんだというのが一つの協会の目的だということで、それはそれで結構なんですが、26年度に返済といふんですか、お返しといふのか、名称はわかりませんが、なぜ26年度だったのかということです。25年度にはできなくて26年度になった理由です。そこをお聞かせいただきたいと。

それから、もう1つは町債、いろいろな種類の借金がありまして、そこの中で過疎債ですが、我が町もおかげさまでといいますか、いいのか悪いのかわかりませんが、過疎地になりました過疎債が使えるということでお喜びになっておるようですが、その過疎債の使える範囲といふんですか、目的といふんですか、これは使途によって大分異なってくるのかなという感じがいたしておりますので、その辺のところ、今後どういった事業に過疎債を使う予定なのか、企画課長が担当ですか、腰が悪いからこの質問はやめますか。大分大変なようなので、できればせっかくですから一回で納得できるような、2回も3回も質問したくないので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、一回で2つお答えさせていただきます。

まず、最初の庄内のふるさと納税で当町の海の幸山の幸を使っていただけるということで、三浦委員おっしゃるように私も非常にありがたいなということで、改めて町のきずなの強さを感じたところでございます。

現在、庄内さんのほうも地元の産品をいろいろな品数をそろえて、納税額に応じたパッケージ商品を用意しているようでございます。庄内さんは、ちょっと名前は忘れたんですが、地元の第三セクターのような庄内の産業協議会みたいなところに一括してお任せしているというお話をでした。

うちの担当に、その協議会から、南三陸さんでどのような産品の集め方をしているのか、参考までにお聞かせいただきたいということで照会があったようでございますので、現状はそういう状況になっておりますので、あくまで庄内さんの主体的な行動ということになろうかと思いますので、そこはご理解いただきたいと思います。

過疎債につきましては、去年過疎に指定になったときに、ハード事業とソフト事業の2つに使えるということで、特にソフト事業については通常起債をなかなか充てられない、充てにくいものなんですけれども、うちの町の過疎の水準ですと8,000万から9,000万円ぐらい毎年ソフト事業に使えるということで、ごみの処理費等に、これは町民広く一般的にかかる公益性のある事業ということで、ごみ処理に充てております。

あとは、道路事業ですか、そういうインフラ整備に、ほかの通常の補助事業とかほかの有利な交付金とか、そういう財源がきかないものに対して過疎債を充てていこうと考えておりますので、現時点では道路や建物、そういう具体的な事業については持ち合わせていないというところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 観光協会の出資金の戻し入れについてですけれども、26年度であったことの理由はというご質問でございますけれども、観光協会から伺っているのは、当初より本来自立的な運営を目指すんだということと、それから少し推測が入るんですが、緊急雇用事業がちょうど26年度まで観光協会としても使っておりましたので、協会としての会計上の収益に余裕が出た段階でそのような理事会での判断だったんだろうとは推測してございます。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 私からは諸収入365万余りの不納欠損の詳細についてご説明申し上げます。

決算附表の10ページをごらんになっていただきたいと思います。

この表の下段のほうにございますが、自立支援給付金不正受給返還金ということでございまして、2年前でしたか、行政報告でお示しましたとおり、障害者福祉サービス事業所でありました株式会社エコライフが指定取り消しの処分を受けまして、それに伴いまして返還請求を行ったところでございます。

こここの表にございますとおり、当初349万円余りの返還請求を行いまして、エコライフからは16万5,000円余りの返金がございました。残金が333万4,016円ということでありまして、この残金の延滞金につきまして今年度32万1,900円を調定してございまして、この合計額365万円が今回不納欠損となったものでございます。

エコライフにつきましては、昨年9月8日に破産手続が終了しておりまして、その時点で債務が消滅しているものということありますので、不納欠損処分ということで今回報告させ

ていただいたものでございます。

○委員長（後藤清喜君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 ふるさと納税の謝礼のことなんですが、そうしますと、品物とかあるいは商店とかというのは庄内町の第三セクターにお任せという形になるんですか。町は一切タッチしないというか、例えば商工会でそれを分散してやるとか、そういった形になるのかなという感じがするんですが、直接その商店商店に行ってきてお話しするわけではないかと思うので、そのときに、いつも私は万遍なくという言葉を使うんですか、偏らないようなお店、商工会ですから偏ることはないかと思うんですが、その辺の指導はできるのかなと思っていまして、加入している商店の方々が、あそこの店ばかりやって自分たちのほうにはさっぱり注文が来ないみたいなことのないように、やっぱり行政として指導すべきであろうと思いまして、その辺の考え方といつても、これはそうするべきであるというふうに申し上げておきます。

それから、過疎債については前にもいろいろと最初に使うときに説明がありまして、ちょっとお聞きしたいのは、過疎債を使うと、起債して、準備金なり何なりで積み立てておくことはできるのかなと。

例えば事業を進行していて、この事業に使いますよということで起債が認められたと、執行に当たって、その事業が継続して年間を通じてあるわけですよ。その間に例えば1年以内に使ってしまわなければならぬとか何とかという規制が多分あるかと思うんですが、翌年度に繰り越してまでの基金みたいな、そういったことができるのかどうかということなんです。その辺のところです。

それから、不納欠損、エコライフ、そう言われてみればありましたね。16万円という本当の少ししか取り戻すことができなかつたということにして、さてさて問題は、相手方というか、これは我が町だけの問題というか責任だけではないと思うのだけれども、市町村によってはもっともっと大きい額になったところもあるでしょうし、あるいは半分ぐらい取り戻したところもあるのではないかなど、そんな予測ですけれども、いずれにしましても町としては大きな損失なんですね。その辺の責任といいますか、会社が潰れたのだから仕方ないのだということで済まされるのかどうかというところなんです、私の言いたいのは。

一生懸命努力したんでしょう。しかしながら、昨年の9月に破産宣告したのか、会社法で倒産ということで裁判所に認めてもらったのか、それはよくわかりませんが、いずれにしろ町としての責任といいますか、その辺はどうお考えなのか。やっぱり選ぶといいますか、お金

を出す際にやはり吟味しなければならない、注意しなければならないのではないかなという感じはするので、今後のことを考える上でどのように考えておるのか、その辺のところです。

それから、観光協会。課長のお話ですと、緊急雇用事業で余裕ができたのではないかなど。違うんですか。言い直しするんですか。では、まずもって言い直してから。

この次やると、これは3回になるのね。今回は3回までというか、できるだけということを言わわれているので、そういうやりとりはやりたくないでの、まずもってその辺。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ご配慮ありがとうございます。申しわけございません。

先ほど下手に、推測でなんていう発言に過ちがありました。緊急雇用事業は補助事業ですので、それでの収益ということは制度上まずいこととして、観光協会でのさまざまな観光事業の中に、ボランティアさんであるとか支援の目的でお客様がたくさん来ていただいた中で得られた収益の中での返還ということで、申しわけございませんが訂正させていただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ふるさと納税ですが、万遍なくということで、庄内さんも当町もお願いしているのが民間の事業者ということになりますので、民間同士でそういうやり方について情報交換をしながらやってみてはいかがでしょうかという推奨はしておりますが、町として1店1カ所に片寄らないようにしてくれとういうことではなくて、南三陸町としては万遍なくさまざまなものを、季節のものを織り交ぜるようにしてくれという条件で事業所は頼んでおりますので、恐らくそういうやり方を参考に庄内さんも当町の地場産品を買い上げてくれるのかなと思っております。

それから、起債につきましては、基本的には毎年宮城県と起債の借り入れをするときに許可申請を出して調整しますので、後年度に必要なお金の分まで先行して借り入れるということは過疎債であっても難しいと私は思っております。

○委員長（後藤清喜君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 不納欠損が私の担当ではなくて、昨年たまたま担当課長のときに担当したものですから、ちょっとご説明させていただきたいと思います。

エコライフといいういわゆる障害児の支援施設がございまして、そこで町民の方がサービスを受けたと。それに基づいて町に請求がございまして、それについてお支払いをしたというの

が最初でございます。その障害者施設に、サービスに基づいたサービスを提供しなかったということで、県で調査がありまして、それで判明したところ、その障害者施設を営業している株式会社エコライフさんが先ほど言いましたように倒産したと。破産宣告ですかね。それで、最終的には管財人として弁護士の方がいらっしゃいまして、そちらの債権者集会に本町でも出席したという内容でございます。

実際は、三百数十万、そういうサービス事業費として町がお支払いしておりますので、それについてご請求申し上げたのですが、そのときの管財人としての弁護士さんからの話は、配当は16万幾らだったということでございます。

もちろん、本町より仙台市あるいは宮城県といったことで、障害者の方々が県内外から集まっていますので、相当の損害をこうむっている市町村はいっぱいあるということでございますが、法律に従って本町は債権者集会に出席したところ、16万足らずの配当であったと。最終的には、エコライフさんは破産宣告いたしましたので、法律に基づいて残念ながらそれで終了ということになりました。あとは、残金を取る見込みがないので、不納欠損という処理をさせていただいたということがその経緯でございます。

責任といいますか、実際にサービスを受けたのは間違いないということで、うちのほうに請求は、前前年度になるんですかね、24年、25年度あたりに多分サービスを受けたものと思われますが、それがそういう形で不納欠損をせざるを得なかつたということでございますので、やむを得ないという処置をさせていただいたということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 ふるさと納税についての庄内町さん、できるだけ偏らないような、南三陸町のそういうものを取り扱っている商店の方々が万遍なく使えるようなやり方をやってほしいと思います。

後々、庄内さんへ行って聞けばわかることなんですから、どういうものを使って、どの商店のものを何個使ったのかということを聞きにいけばすぐわかる、電話でも問い合わせればすぐわかる、ことなんですから、絶対に偏るようなことのないように、まず執行部でも見ていていただきたいと思います。

それから、不納欠損。

障害者施設の破綻といいますか、要するに不正請求ですよね。支援をいただいているということで支払ってきたわけです。後で発覚した。それが24年、25年ですか、大体2カ年にわた

って不正請求をなされたと。それで、26年に発覚したということだと思うんですが、役所としてそういった不正請求を見抜くことがなかなか難しいかなと私も思います。

そこで、そういった事故防止といいますか、これはやはり最終的にはそれを利用している家族の方々に大変迷惑をかけて、その方々にしてもお金を取り返せなかつたのだろうと思います。家族負担といいますか、個人が負担する部分もありますので、そういった方々も大変迷惑したのではないかなと、何割かですけれども。その辺で、支払う町としてもある程度確認といいますか、県でも2年間何を見てきたんだということを言いたくなるのだけれども、こちらにしてみれば。だから、家族さんにその支援を受けているかどうかという確認もなかなか難しい。このエコライフさんというの、本社がどこかわかりませんし、その施設は私もよくわかりませんが、この近辺の障害施設が何カ所かありますけれども、そういうことは全くないと思いますし、心配はないんですけども、知らないところ、大変わからないところが多いですから、その確認というのが、近場であれば家族の方々が常に会っているから、町内の方で、どうですかぐらいでわかるんですが、遠くの施設だとなかなかわからないということで、確認というのも必要なのかなと思います。

何度も申し上げますが、この気仙沼・本吉圏域でのそういった障害施設は心配ありませんので、遠くのところだけよく監視をしていただきたいと。

それから、観光協会。

緊急雇用事業で余裕が出てきたというから、やっぱり観光協会さんはやり方が違うなと思っておったんですが、別な収益であったということで。

26年度は収益があったということなんでしょうが、これは指定管理を申請する際にそういった出資金をもらっている団体が指定管理を受けられないという問題はなかつたのかどうかですね。その辺の関係はないということですか。

○委員長（後藤清喜君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 今回仙台市さんだということで、なかなかそちらまでサービスの確認をできかねていたといったところが正直なところでございます。

26年度に問題が発覚したときには、既にそのサービスを受けた方については就労支援というサービスを受けておりまして、別なところにもう既に就労しておったという状況でございましたので、今回はその辺の確認がちょっと足りなかつたのかということでございます。

今後は、その辺の確認作業も含めて鋭意努力してまいりたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 濟みません。

指定管理の制度を企画のほうで運営しているものですからそちらかと思っておりましたが、制度上、出資金を制限する条項といいますか、そういう制限の内容はないというふうに理解してございます。

○委員長（後藤清喜君） よろしいですか。

佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 先ほど6番委員も質問しましたが、33、34ページ、利子及び配当金。利子の部分でございますが、先ほどの会計管理者の説明では何だかちょっと雲をつかむような話でやっぱりわからなかったので、あえて申しわけございませんが、再度お願いします。

結果として、前年度の2倍半なんですね、利子が。各基金の額を見ますと、利子が若干上がっているような傾向には見受けられます。ただ、全体として額が2倍半になっております。附表を見ますと、2ページでございますが、これまで運用の方法としてなかった国債という文字が入っておるわけでございます。これは、合併振興基金にもございます。果たしてどういう経緯で国債という形の運用が始まったのか。そして、どうなんですか、私も経験ございませんが、国債を買うと、何年後かわかりませんけれども、そういう運用が、是非というんですか、どうなのか。今までにないケースでございますので、会計管理者の所見というか、どういう経緯があったのかお伺いしたいと。

それから、次ページの35、36ページの16款の寄付金がございます。そこにふるさと納税寄付金と震災復興寄付金、それから3番目は何と読むのかわかりませんけれども、新しく出た項目ですね。この辺の説明というか、各基金にストックされていると思うんです。どの基金にストックされているのか、まず教えてください。

○委員長（後藤清喜君） 会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君） 先ほど6番委員からも質問ございましたけれども、財調の利子が25年度と比較して200万ほどふえたということで、国債を買ったことによる収入、それから定期預金の利子もふえておりまして、その2つの要因で200万ほどふえたということでございます。

この国債は26年8月に購入したんですが、その段階で通常資金管理は定期預金で行っておりましたけれども、国債のほうが若干有利だという情報を得たということで10億円の国債を購入したということでございまして、結果的にことしの8月が満期、1年間で満期償還をしたんですが、26年度は100万という利子がつきました。27年度も8月で満期償還したんですが、

50万の利子がついておりまして、合計150万という形の利子が26と27で入りました。その10億の国債を買う段階で、117万1,232円多く、10億円に対して117万ほど多い額で購入したんですが、結果的に利子は150万という形になりましたので、差し引きしますと32万8,000円ほどの利子が1年間でついたということでございまして、一般的な1年物の定期よりは若干有利であったということでございました。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 2点目の宋慶齡基金会からの寄付金ということでご説明させていただきます。

この寄付金につきましては、ちょうど1年前の9月議会で補正予算の際にちょっと説明させていただいておりましたが、宋慶齡基金会というところから戸倉保育所の建設の資金に充ててくださいといった指定寄付金でございます。

この基金会につきましては、震災後に震災で困っている子供たちのためにといった目的で寄付金を送りたいという申し出がありまして、現に戸倉保育所の建設に入りましたので、その際に、その時期にということで2,500万円、この基金会から指定寄付金という形でいただいたものでございます。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ふるさと納税等々の寄付金の、あるいは納税の、どの基金に入るのかということでございますが、附表の3ページをごらんいただきます。

（10）番、ふるさとまちづくり基金というのがございます。ここにまず、ふるさと納税で頂戴したお金が入ると。

それから、次の4ページの（15）番、震災復興基金というのがございます。寄附で頂戴したお金につきましては、こちらに積むということになっております。

それから、宋慶齡の2,500万につきましては、単年度の特定の事業のためにということで、単発でいただいているものですので、これはどこの基金にも入らず、具体的には戸倉の子育て支援施設の建設経費に充てさせていただいているということでございます。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 会計管理者の基金利子の分ですが、経緯はわかったんですが、国債というのは年中あるものですね。南三陸町として国債の運用というか、国債によって利ざやを稼ぐということですね。そういう方法は初めてなんですよね、歴史の中で。

ですから、どういう経緯で、どういう協議をなさったのかわかりませんけれども、どの辺が

キーポイントになって、いわゆる利ざや稼ぎというか、こういう運用方法を開始しようと思ったのか。

それから、今後もこういう形でいくんでしょうか。その辺ですね、もう少し内容に肉をつけてください。

それから、寄付金ですが、附表の24ページ、事業の内容及び成果という形で、それぞれふるさと納税、震災復興基金、年度ごとの件数と寄付金額、さらにはどういう形に使ってくださいという使途まで入っております。この附表は歳入でないですから、歳出の説明なんですね、本来ならば。

したがって、私が聞きたいのは、どのような執行状況なのか。各年度相対で、合計でこれだけいただいているよというのはなるほどわかります。しかしながら、どの年度でどのくらい執行しているのか。そして、その執行というか、使わせてもらった結果を寄付者に対してどういう情報発信をしておるのか、その辺をもう一回。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 納税あるいは寄付金の使い道についての整理の仕方ということでございますが、確かに佐藤委員おっしゃるように、24ページを見ますと、年度ごとに幾ら頂戴したというのはわかりますと。それから、寄付金の使途、こういうものに使ってくださいという寄付者の意向につきまして、安全・安心なまちづくりに使ってくださいとか、あるいは集いとにぎわいのまちづくりに使ってくれとかという意図につきましてはこの形で整理しておるんですが、ご指摘のようにそれぞれの寄付者の意志が、この決算書のどの事業の中でどのように執行されたのかという部分につきましては、実際決算書の中には出てまいりません。改めて附表のつくり方という一つの、来年度以降、いただくものはいただいたと、こういう事業に使ったという、もう少しあわかりやすく附表なり何なりで整理してまいりたいと思っております。

それから、寄付者に対する気持ちの返し方なんですけれども、例えば防火水槽に使いましたとか、何に使いましたという表現ではなくて、時候の挨拶などを兼ねて、まちの今の復興状況、病院がもうすぐオープンしますとか、復興状況などを少しお手紙に書きまして、機会があればぜひ南三陸に足をお運びくださいというお手紙を毎月町長直筆で書いてもらっております。そういう形で、町として一つ一つの事業に対しては報告しておりませんが、大事に使わせていただきましたという気持ちのあらわし方をさせていただいているところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 会計管理者。

○会計管理者（芳賀俊幸君） 国債を購入した経緯ということでございますが、有利な方法で資金管理をするという基本的な考え方から、従来定期預金という手法でそういった管理をしてきたということでございますが、先ほど申し上げましたけれども、国債は若干定期預金に比べれば利子の面で優位性が認められる、かつ安全な金融商品だということで、それで購入に至ったと聞き及んでおります。

今後につきましては、前に購入したときのような優位性が認められないような状況だということで、この財調の国債もこの8月に償還しましたし、継続しませんでしたので、ここについては今のような大きく優位性が認められなければ再度購入するということはないのかなと考えてはおります。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 質問の後先になりますけれども、企画課長の答弁でございますが、全く立派でございます。そういう形でやっぱり寄付者に対して誠意も見せる、さらにこれは執行状況ですからね、附表は。歳入ではないですから。どこに何ぼ使ったかということは、明確に今後は示したほうがよろしいかと思います。

それから、会計管理者ですが、今の会計管理者が買ったわけではないですからどうのこうのではないんですけども、今後はないということですか。特に有利だから平成26年度だけこういう運用を図ったということなんですかね。

それから、町長、こういう運用方法を知っていたんですか、町長は。いかがですか。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、宮城県の退職手当組合がございますが、私も今副組合長という立場で臨ませていただいておりますが、あそこは相当の基金を持ってございまして、運用につきましてはさまざまな運用方法を展開してございますので、今うちの町の運用の仕方というのは退手に比べればほんのわずかな部分でございまして、さまざまな金利のいい部分をいろいろ情報をとりながら運用しているという状況がございますし、とりわけその中で大事なことは、運用する先の信用度というのが非常に重要だと思ってございますので、そういうことを踏まえながらの基金運用ということが非常に大事だらうと思っております。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時15分といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時15分 開議

○委員長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 収入未済額についてお聞きしたいと思います。

39ページの雑入ですね。

その前に、貸付金元利処理ですか、その震災援護資金貸付金の内容について、未済が669万ということあります。

それから、その下の給食事業についての329万ですか、これが未済となっているんですが、この内訳です。

○委員長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 学校給食費の収入未済額でございますけれども、現年度分の保護者負担金が44万5,590円。それから、教職員等の徴収金についてはございません。過年度保護者負担金が285万2,110円となっております。以上です。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 災害援護資金の貸付状況についてご説明したいと思います。

決算附表の57ページをごらんになっていただきたいと思います。

ここに記載のとおり、震災で家屋を失った世帯の生活の支援ということで、災害援護資金の貸し付けを行ってございます。件数につきましては、ここにお示しのとおり23年度から26年度まで合計113件の貸し付けを行っておりまして、貸付累計額は3億2,000万円余りとなっております。

この内訳が、決算附表の10ページのところをごらんになっていただきたいと思います。

ここで貸し付けした分の元金を返していただくことになるわけなんですが、ここにお示ししたとおり、震災で家屋を失った方々の生活の支援ということであります。償還計画どおりになかなか返していただけておらないという状況でございまして、その分の未収金ということでございまして、震災で家屋を失った方々に対する貸付金の償還でありますので、償還計画どおりになかなか返せないといったことで申し出があって、それを猶予しているといった状況のものでございます。

○委員長（後藤清喜君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 今のは元金ではないんでしょう。これは元利なんでしょう。元金なの。今元金

と言ったから、元金だともっと大きくなるのかなと思うのだけれども。

それから、学校給食です。震災前だと思うんですが、震災前の未収というのが大分あるようなんですが、24年、25年と来て、26年は44万5,000円ということなんですが、大分経っているものもあるのではないかと思うんですが、その辺あたりの処理の方法というのは考えているんですか。

○委員長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 平成23年度以前の未収金が232万1,140円ございますけれども、このうち現時点で判明している分が114万7,000円となっております。残りの分につきましては、震災に伴って現在不明という状況でございますので、いずれ何らかの方法でこれを処理しなければならないと考えております。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 失礼しました。元利の分でございます。

○委員長（後藤清喜君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そうすると、震災だからいろいろ事情というものはあると思いますが、その辺あたりを猶予しているということなんですが、大体猶予するにも貸し付けた方々がどういう生活状況にあるのか、今後どのような、個々に復旧というか復興計画を立てて生活しているのか、その辺あたりもこれからはやはり調査ということも必要になるのかなと思います。

借りるときはいいんですが、返すときは復興でなくても大変なものですから、なかなかその辺あたりは厳しいものがあろうと思いますので、よく調査して回収に努めたほうがいいのかなと思います。

それから、学校給食なんですが、半分ぐらいはわかっている、半分はまた書き物が流されたとかなんとかでわからないということなんでしょうが、書き物が流されてわからないものは何年経ってもわからないと思いますので、証拠がないのだから。そういうものは早く処理したほうが、いつまでもこうやって載せると毎年語られるような格好になるから、早くしっかりとやったほうがいいかと思います。終わります。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。阿部 建委員。

○阿部 建委員 一、二点、伺いたいと思います。

4ページにある財産売払収入、収入済額との比較では9,500というふうに、当初よりも予算減額時よりも収入が多くなっていると。これについてはどういうことが原因なものなのか。これは款ですよ、ここの区分だから。今のは款だから。

それから、44ページの一番上、資源物の売払収入が838万9,400何がしということになってい
るんですけども、これは当初見込んだ金額が幾らだったのかなと。去年の分を持ってくれ
ばわかるのだけれども持ってきていませんので、これは資源物、恐らく鉄くずとかそういう
ものだと思うのだけれども、そういうものはかなり相場が現在随分動いているようなんです
が、そういうことをご承知であるのかどうか。

その2点について伺います。

○委員長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 資源物の売払収入につきまして、当初幾らだったかということ
なんですけれども、ただいまちょっと手元に資料がございませんでしたので、後ほどお答え
したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） ちょっと今待ってください。

○阿部 建委員 9,500万増になっているんだ、当初予算よりも、計上算定額よりも。何が原因
なんだということを聞いている。

それから、維持費、雑収、資源物売払収入838万、この内容。

この2点、ごく簡単な質問なんですよ。それはどなた答弁すんだか。副町長か。

○委員長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 昨年度の資源物売り払いの部分につきましてですけれども、幾
つか種類がございまして、瓶類の部分につきましては白カレット、茶カレット等ございます
けれども……。

○委員長（後藤清喜君） 暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時31分 開議

○委員長（後藤清喜君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、予算の部分について私からご説明申し上げますけれども、不
動産売払収入、補正額で約9,800万という予算計上をさせていただいた内容でございますけれ
ども、これは26年3月、本年3月最終の補正で不動産の売払収入を約9,000万ほど追加補正し
ている部分が多うございまして、特に三陸縦貫自動車道に係る町有地の売り払い等、あとは
国道398号線の改修に伴う町有地の売払収入とそれに付随した立木の売り払いがございました

ので、町有地については約7,000万、立木の売り払いが2,000万ほどございました。この内容が補正の主な内容でございます。

あと、詳細につきましては管財課長からお答えさせていただきます。

○委員長（後藤清喜君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） それでは、土地の売り払いの箇所なんですけれども、398につきましては戸倉地内での国道拡幅用地として売買しております。三陸道につきましては、歌津地区内において町有地の売却を行っています。それとあわせて、戸倉地区で災害復旧工事の事業用地として一部町有地を売却しております。先ほど言いました3地内においてありました樹木も同時に売却という形で処分しております。

○委員長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 再資源化売り払いの資源物の売払収入関係でございます。

附表の70ページをお開きいただきたいと思います。

資源物として回収いたしております種類につきましてはこの表にあるとおりでございまして、この表にあるうち、ペットボトル搬出量が3万9,400キロで金額として213万1,128円というものにつきましては、決算書の41ページ、42ページにあります一番下の再資源化合理化拠出金というものから得ております。

これは、容器・包装に関する法律がありますけれども、この部分で、一度町で集めたペットボトルにつきましては容器リサイクル協会というところに処理を委託しております、それでその前年3年分で予測された量の処理量よりも費用がかからなかつた部分については町に返還されるというお金でございまして、それが、ペットボトルの分が213万1,128円となっておりまして、それ以外のアルミですとかスチールですとか、その他雑紙、新聞紙などにつきましては、次の43、44ページにあります資源物の売払収入として838万9,493円という内訳になってございます。

○委員長（後藤清喜君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 資源物の売り払い関係、これはどちらも財産収入、諸収入ですか、財産収入もしかりですが、当初で全然予期していなかつたのかということなんですね、知りたいのは。内容はわかっているんですよ。三陸道、道路の関係とか、当初でそういうことは検討も何もわからなかつたのか。瓶もあるとかないとか。そこなんですよ。そうなつてくると、途中で補正するとそのまま余り結構なことではないですから、正直に言って。その辺の内容から伺つているんですが、もう一度その辺について、全然当初は想定できないというか、想像できな

いというか、それから資源物の現在の、瓶だけではないいろんな鉄類、それらの価格の動向などもやっぱり専門職であればいろいろ勉強していく必要があると思いますが、そのようなことは全然考えていないんですか。相場動向です。もう一回。

○委員長（後藤清喜君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 9,000万の件につきましては、当初国から示されていました三陸道の計画線そのもの自体が、まだ確定的な法線が出されていなかった関係上、用地買収で対応できる売り払い面積なり、それに伴う立木調査が現地でできなかつたということによって補正という形で対応させていただきました。

○委員長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） さまざまな単価につきましては、次年度の予算編成をするときに直近の価格の動向を見まして、そこから決めてございます。

ちなみに新聞であれば1キロ当たり12円ですとか、牛乳パックであれば1キロ当たり4円とか、そういったところの直近の価格を参考にさせていただいて、それから前年度、前前年度の出された重さのいろんな種類の動向を見ながら決めているんですけども、確かに天候によりましてかなりペットボトルを使用した量が著しく多い年とか、そういったところもありますので、一応前年度、前前年度の平均を見ながら当初の予算を組ませていただいております。

○委員長（後藤清喜君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 そういうような財産収入については、当初は知り得ることができなかつたんだという解釈をいたします。

今、私が聞いているのは、相場ものなんですよ、資源は。それで、当初がどうこうではなくて、当初と現在の、かなり資源の価格が変化しています。その辺を幾らか課長としてそういうことを勉強して、例えば鉄の関係、中国経済が非常に低迷している中で、とんでもなく今安くなるんですよ、全てが。そういうことも本当は説明していただけたらということですので、そこまでは調べていないということですので、これ以上質問してもしようがない、あとはやめますから。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、15款財産収入から20款町債までの質疑を終わります。

以上で歳入に対する質疑を終わります。

次に、一般会計の歳出の審査に入ります。

審査は、款ごとに区切って行います。

また、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

初めに、1款議会費、47ページ、48ページの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、47ページ、48ページでございます。

平成26年度の支出済額が1億1,597万8,000円となっておりまして、昨年度と比較しますと650万ほど増の決算額となっております。その主な要因といたしましては、人件費、議会活動費に要しました経費となっております。平成26年度の議会の開催状況でございますが、定例会と臨時会合わせまして12回開催しております。会議日数は30日となっております。議案審議につきましては、町長提出議案185件、議員提出議案7件の合わせて199件の審議件数となっております。また、一般質問におきましては、25人、48件の通告を受けております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 1点だけ質問させていただきます。

需用費と備品購入費の不用額が例年出ているんですけども、それに関連なんですが、不用額になった分、議員報酬を上げろというのではないんですが、実はこういったことはどの場面で聞けばいいかかなり迷ったんですけども、質問させていただきます。

私は最近、行政主導、政治主導ということで当局に質問していますけれども、今回この政治主導の一環として、近年我々議員の選挙の際の選挙公報、その原稿を議会のホームページに載せているところが大分ふえてきたという、そういう動きをしているみたいですので、当町でもそういったことが可能なのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 結論的には、はっきりはいとは申し上げられないところなんですが、ちょっとどこの科目だったかわからないんですが、学校のホームページが今でんばらばらになっているんだそうです。パソコンに詳しい先生がいると更新ができたり何なりでくるんですけども、どうもその先生がいなくなると学校のホームページもばらばらのままだということで、町のホームページのエンジンに少し余裕があるんだそうです。その中に学校の分も取り入れて、来年度から同じスタイルでホームページのエンジンを動かしましょうという動きはあるんです。その余裕分が議会広報の分を入れるぐらいのものがあるのかとい

うのはちょっとわからないんですけども、メカニズム的には町の広報もホームページで見られて議会よりもホームページで見られてということですから、それはまた違うんですか。

済みません、もう一度ではお願ひします。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 済みません、質問の仕方が悪かったのか、課長の答弁がすばらしかったのか。

私がお聞きしたのは、選挙のときの各戸に配られる選挙公報です。その原稿を近年各自治体で議会のホームページに上げているというのが結構あるそうなので、要は我々政治主導というか、政治の立場からいろいろ活動していく上で、例えば町民の方が相談事等をする場合に、そういう選挙のときの議員の憲法ではないですけれども、マニュフェストに近くなるのではないかと思いまして、そういう意味での掲載なので、先ほど課長答弁にあった議会広報をそのまま載せろというのではなくて、それに関して需用費等が24年ですと4万ぐらい、25年ですと8万6,000円、前年ですと7万7,000円、備品購入費ですと、おととしが4万円、そして1万4,000円、ことしは9,000円なんですが、そういう予算の面で不用額が出ているものですから、そういう額内で何らかのソフトなり何なりを入れれば可能なのかどうか、そういう質問でした。

この不用額は、事務局の方たちが努力なさってこういった額を計上しているんだということはわかっているんですけども、そこで答弁お願ひします。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 選管の書記長の立場でちょっとお答えさせていただきたいと思いますけれども、今野委員のお話ですと、いわゆるウェブ上で選挙活動ができるような状況という形でよろしいんでしょうか。公報紙をウェブ上に載つけるということですね。ホームページ上に載つけるということですね。

そのことが新しい公選法の部分に抵触するかしないか、ちょっとその部分は確認できないものですから、何ともお答えはできないんですけども、仮にそういう事例が他市町でももあるというのであれば、後ほど逆にお示ししていただければなと思います。

ちょっと明確なお答えは今の段階ではできませんので、それはご了解いただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 わかりました。

こういったことはどういった場面で、例えば議会内の議運とかいろんな組織内でするべきなのか、もしくはどういった流れでそれができるのかと思いまして質問しましたけれども、例えば私たちが選挙したときの、2年前ですか、そのときの公報を普通だったら何らかの形ですぐ消してしまうらしいんですけども、それをずっと出しておくことによって、町民の方たちが何らかの、例えば子育て支援とか、若い人の何かを相談したい場合に、そういうものを頼りにするとより相談もしやすいのではないかという思いからの質問でしたので、よろしくお願いします。

○委員長（後藤清喜君）　局長。

○事務局長（佐藤孝志君）　私のほうも、全国の議長会あるいは県の議長会あるいは県内の町村と、議会関係の皆様ともお話をする機会がございますので、その辺の情報を入れながら、委員に情報提供なりしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（後藤清喜君）　ほかにございませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員　歳出に入りまして、歳出の事項別の様式の中には、最終的に不用額というものがございます。

そこで、議会費での質問ではございませんが、全体の歳出の中で冒頭にお伺いしておきたいという思いでございます。

ページは12ページでございます。

予算が647億何がしと。それに対しまして、不用額が70億8,000何がしという結果的な数字になつてございます。それで、これは前年度との割合が予算に対して10.8%、約11%なんですね。それで、前年と比較しますと、前年が31億9,900万ですか、それくらいで、2倍強という数字になつてございます。

それで、中身をちょっと見てみると、災害復旧費が45億と、半分以上なんですね。それである程度理解はできるような感じはするんですが、昨年度もあったわけですけれども、それよりさらにまさつていると。私が思うには、予算管理上、果たしてこういう流れでよろしいのかなと昨年も思ったんですが、総務課長の予算管理の立場として、その主な要因はどこなのか。

それから、例えば私が思うには最終補正でもできるわけですよね、恐らく。もし事業執行でできないならばですよ、3月補正で。そこら辺の管理執行というのはどういうふうになつていいのかちょっとお聞かせください。

○委員長（後藤清喜君）　総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 不用額の多さの部分については、基本的に佐藤委員の仰せのとおりでございます。

ただ、本年度の決算をごらんになっていただきますと、まず繰り越しの総額は全体で82億決算の中に溶け込んでございまして、それで不用額が70億という形でございます。

個々にそれぞれの理由があるんですけれども、内容が大きいのが、26年度決算なので、24年度から25年度へ明許繰越した内容をさらに事故繰越した経費もございますし、また25年度から26年度へ明許繰越した経費もございます。ご承知のとおり、繰越予算については補正することができませんので、基本、未執行の場合はそのまま不用額として落ちていくことになります。

理由はそれぞれあると思うんですけれども、特に大きいのがやはり水産業費の漁港の建設に係る部分、明許繰越してもよろしいんですけれども、防潮堤の県事業等の絡みで、結局未執行に終わった部分がございますし、あわせて災害復旧費においても漁港の建設費、農林業の施設の建設費、これも未執行が多いということで、大体60億ぐらいその部分だけで繰り越しの内容で50億不用という形で発生してございます。基本的に、予算管理上、非常にこれはゆゆしき問題だなと私も理解してございます。

ただ、現下の状況からすれば、復興事業を中心に予算編成をしなければいけないということで、毎年度多額の繰り越しの予算が発生しております。通常の経費であれば余り繰り越しという形は見えてございませんので、通常の決算書のレベルで十分に説明も可能かなと思うんですけれども、このような状況でございますので、決算の参考資料附表として次年度以降その繰り越しの予算の執行状況がどうだったのかというのをひとつ附表に明示するような形で、これは出納室、会計管理者と協議しながら、よりわかりやすい資料の作成に努めてまいりたいと思います。

ただ、本年度はどうしても間に合いませんので、この中でできるだけ口頭で説明できるものについては、それぞれの経費の款の説明の中で担当課長からつまびらかに説明するようにしむけてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 ぜひ担当課長にはそういうふうに説明をひとつお願いしたいと。

それから、ただいま総務課長が言うように、いわゆる不用額の調書というか、不用額調べというものを、決算の附表というか、その中に織り込んで、この科目このあれについてはこういう事情で不用額が相当額に及びましたという説明をすれば、説明というか、そういう資料

があれば、ある程度理解すると。

さつき言ったように、災害復旧費が50%以上ですから、今課長が申し上げましたように、繰越をさらに補正するということはできないということですから、それはわかりますけれども、やはり総計主義というか単年度主義というか、予算の原理からして、管理上、やはり私は好ましくないと思いますので、今後そのようにひとつお願いしたいと。以上、終わります。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、1款議会費の質疑を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、14日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、14日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後2時57分 延会